

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民福祉課・住民福祉係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿（戸籍の附票）・除籍簿（戸籍の除附票）	
行政機関等の名称	朝日村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民福祉課 住民福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の附票の記録及び管理及び証明書の発行事務	
記録項目	〔住民基本台帳法第 17 条及び第 17 条の 2 に規定されている事項〕 1 戸籍の表示、2 氏名、3 住所、4 住所を定めた年月日、5 出生の年月日、6 男女の別、7 在外投票人名簿に登録された者についてはその旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名	
記録範囲	朝日村に本籍を有する者及び除籍者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム及び住民基本台帳ネットワークシステム、他市町村（住民基本台帳法第 19 条に規定する通知）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体システム機構、他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）朝日役場 総務課	
	（所在地）〒390-1188 朝日村大字古見 1555 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 9 日